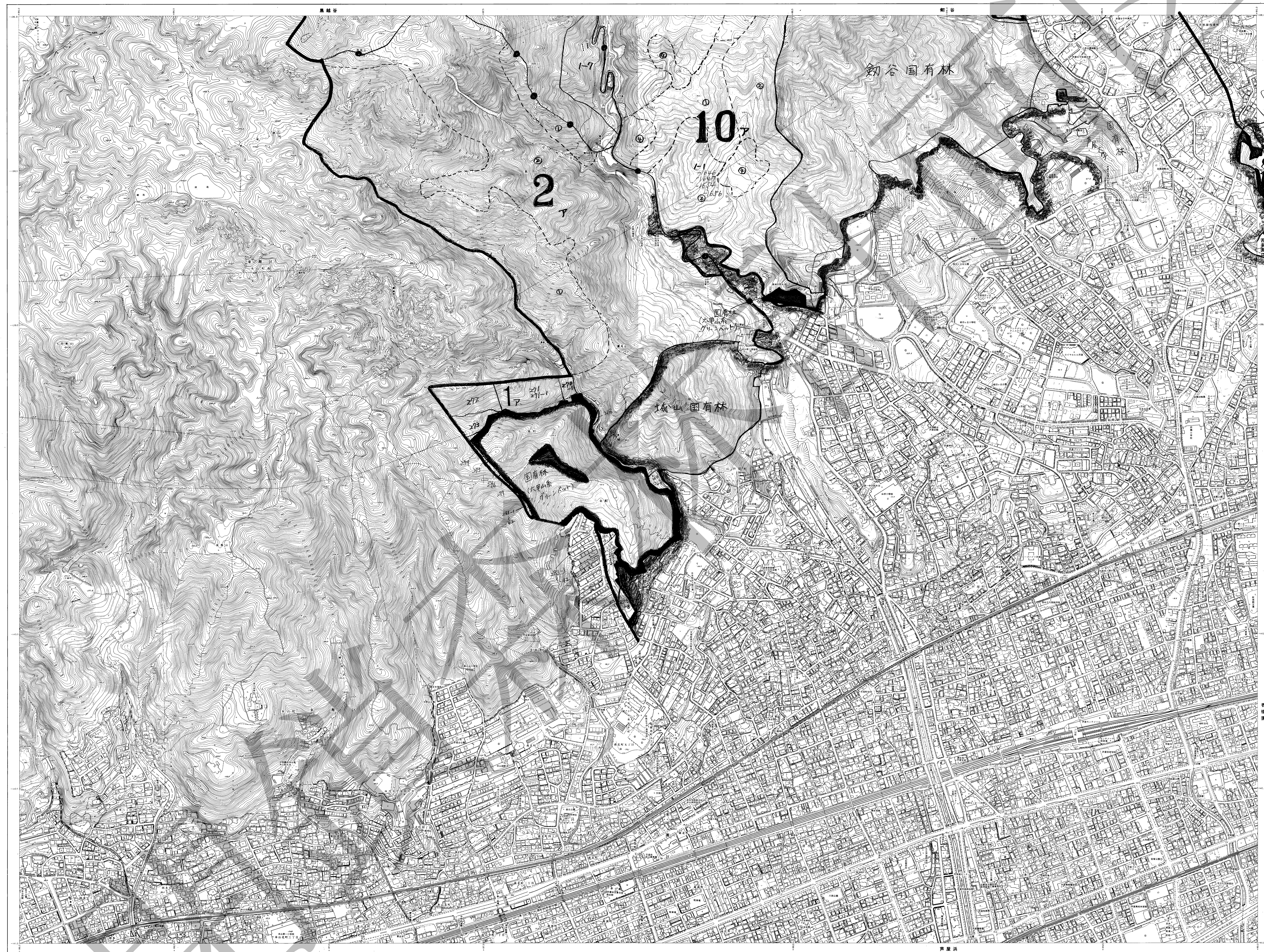
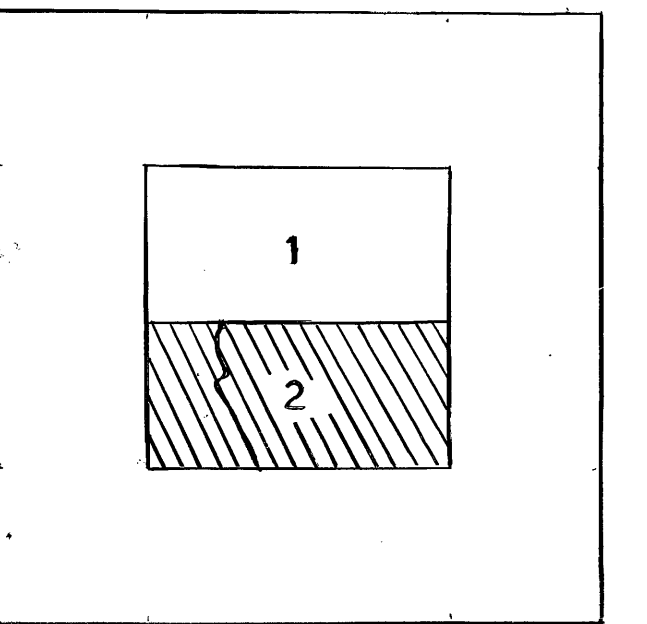


2

[illegible]

座標系は昭和43年建設省告示第3059号の規定による第Ⅴ座標系
投影は横メルカルト図法
図形に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線間隔は2メートル
行政界は確定測量されたものではない。

1. 撮影 昭和48年1月
測図 昭和48年3月オートグラフA7、ステレオプロッターA8
2. 昭和57年5月撮影写真を使用して昭和57年6月経年変化修正
平成25年度修正

この地図は、芦屋市の承認を得て同市作成の1:2,500平面図を縮小編集して調製したものである。
(承認番号) 昭和61年2月14日芦計第207号